

令和8年度
東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金
募集要項

東京都生活文化局

目次

目次	1
I 目的	2
II 助成内容	2
1 助成事業の概要	2
2 助成対象となる事業者	3
3 助成対象となる事業	4
4 審査について	8
III 助成対象経費	9
1 助成金の額	9
2 助成対象経費について	9
IV 助成申請の手続	13
1 募集スケジュール	13
2 提出方法	13
3 申請から助成金交付の流れ	14
4 申請書類	14
V 助成事業を実施するための注意事項	17
1 助成事業に係る会計処理	17
2 事業計画の変更	18
3 助成事業の公表	18
4 助成事業の実績報告に係る書類の提出	18
5 助成金の額の確定及び交付	19
6 交付決定の取消し	19
VI 助成事業完了後の注意事項	19
1 関係書類の保存	19
2 東京都職員による調査等	20
○ 記載例・記載要領	21～32
○ 様式	33～61

I 目的

本補助事業は、TOKYO エシカルアクションプロジェクトに参加する民間事業者が実施するエシカル消費の普及促進活動に係る経費の一部を助成することにより、エシカル消費の更なる推進を図ることを目的としています。

II 助成内容

1 助成事業の概要

「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」に参画しているパートナー企業・団体（以下、「パートナー」）のうち、以下の要件を満たす事業を助成対象とします。

過去に本助成事業の交付決定を受けた事業者（連携事業者を含む。）は申請することができません。また、同一年度における申請は、一事業者につき区分 A または区分 B のいずれか一方に限り 1 回のみとし、両区分への重複申請は認められません。

※助成金は、同一年度内において交付申請を行い、助成対象として決定を受けた事業内容を実施し、かつ経費の支払いが完了したものが対象となります。

申請区分の概要（詳細は各項をご確認ください。）

申請区分	パートナー同士の連携した取組に対する経費【区分 A】	イベント、マルシェ等への出展にかかる経費【区分 B】
概要	パートナーが実施するエシカル消費の普及啓発活動を実施するにあたり、その経費の一部を助成	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none">複数のパートナーが連携して、都民へのエシカル消費の普及や体験の提供を目的としたイベント、マルシェ等の実施及びその成果を広報活動するための経費複数のパートナーが連携して、エシカル消費の推進に資する事業連携についての広報活動を行うための経費	<ul style="list-style-type: none">パートナー単独で、東京都内で開催されるエシカル消費の普及啓発を目的とする民間事業者主催のイベントやマルシェ等に出展する際の出展料 <p>※国、地方公共団体（東京都、区市町村等）又はこれらに準ずる団体が主催又は事業主体となって実施するイベント、マルシェ等は対象外</p>
支援対象事業の	TOKYO エシカルのパートナー企業・団体である民間企業、一般団体・	

実施主体	財団法人、特定非営利活動法人、大学等 ※地方公共団体は対象外となります。	
助成限度額／ 助成率	<ul style="list-style-type: none"> 助成限度額 30万円 助成率 2分の1 	<ul style="list-style-type: none"> 助成限度額 20万円 助成率 2分の1
採択件数	年間5件	年間30件
申込期間	申請期間Ⅰ 令和8年5月1日（金）～6月30日（火） 申請期間Ⅱ 令和8年8月17日（月）～9月30日（水）（予定）	

2 助成対象となる事業者

助成金の申請日時点で、下記（１）及び（２）の要件をすべて満たしている事業者が対象となります。

また、区分Aによる申請を行う場合、連携した事業を行う全ての事業者が下記（１）及び（２）の要件をすべて満たす必要があります。

（１）「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」のパートナーであること

東京都が実施する「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」に参画し、パートナーとしての決定を受けていないと、助成金の申請は行えません。

「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」パートナーへの参画については、
「TOKYO エシカル」WEB サイトよりご確認ください。

<https://www.ethical-action.tokyo/>

（２）申請企業・団体等に関すること

①以下のいずれかに該当する企業・団体等であること

会社	・会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に定める「会社」
特例有限会社	・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に定める「特例有限会社」
一般社団法人、 一般財団法人	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する「一般社団法人」及び「一般財団法人」
公益法人等	・法人税法（昭和40年法律第34号）別表第2の「公益法人等」。

(公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人等)	ただし、次の(ア)から(ウ)のいずれかを満たすものは除きます。 (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの (ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
協同組合等 (消費生活協同組合、森林組合、農業協同組合等)	・法人税法(昭和40年法律第34号)別表第3の「協同組合等」
特定非営利活動法人	・特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項で定める「特定非営利活動法人」
国立大学法人	・国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に定める「国立大学法人」
公立大学法人	・地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に定める「公立大学法人」

- ②東京都政策連携団体又は事業協力団体でないこと。
 ③政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
 ④公序良俗に違反した活動を行っていないこと。
 ⑤過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
 ⑥暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)でないこと。
 ⑦法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者がいないこと。

3 助成対象となる事業

1 パートナー同士の連携した取組に対する経費【区分A】

(1) 助成事業の内容

都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進及びTOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及に資する事業で、以下の(ア)、(イ)のいずれか、又は両方に該当するものが対象となります。

(ア) セミナーやワークショップ、マルシェ等、都民を対象にエシカル消費の習得や体験を提供する活動

事業例

- ・エシカル消費に関する体験ができる子供向けのワークショップの開催
- ・既存のイベント、マルシェ等にエシカル消費に関するブースを出展
- ・エシカル消費に関する企業や団体の取組を学ぶセミナーを開催

(イ) エシカル消費の推進に資する事業連携についての広報活動

事業例

- ・パートナー同士が行ったエシカル消費に関する事業連携（イベントの共同実施や商品開発等）についての広報活動

【注意事項】

- ・都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進につながるよう自社、自団体の取組の紹介だけでなく、エシカル消費に関する一般的な説明等を必ず事業内容に盛り込んでください。
- ・TOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介等を必ず事業内容に盛り込んでください。

(2) 助成事業の要件

上記（1）のほか、以下のすべての要件を満たす事業を対象とします。

- ①東京都内で実施される事業であること。
- ②新たに実施する事業であること。
- ③原則として対面で実施する事業であること。
- ④事業が都民に広く公開されていること。
- ⑤政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。
- ⑥公序良俗に違反しない事業であること。
- ⑦事業の主催者が自ら企画・運営する事業であること。
- ⑧専ら営利を目的としない事業であること。
- ⑨助成金の交付決定を受けた年度の1月末日までに完了していること。
- ⑩同一年度において、本助成のほか国や地方公共団体からの補助金、助成金若しくは交付金を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと。

【注意事項】

オンラインでのイベント等事業の性質上、対象者が都民であるかの区別が難しい場合には、具体的な事業内容を審査の上、助成対象となるかを判断します。

(3) 助成対象外となる事業

- ア 令和7年度に本助成事業において交付決定を受けたパートナーと連携して実施する事業
- イ エシカル消費以外の施策や取組のPRを主目的とし、エシカルを補助的・付加的要素として位置付ける事業（「〇〇×エシカル」型の事業）
- ウ 申請時点において、既に開催又は終了しているイベント、マルシェ等への出展

(4) 助成事業者の連携

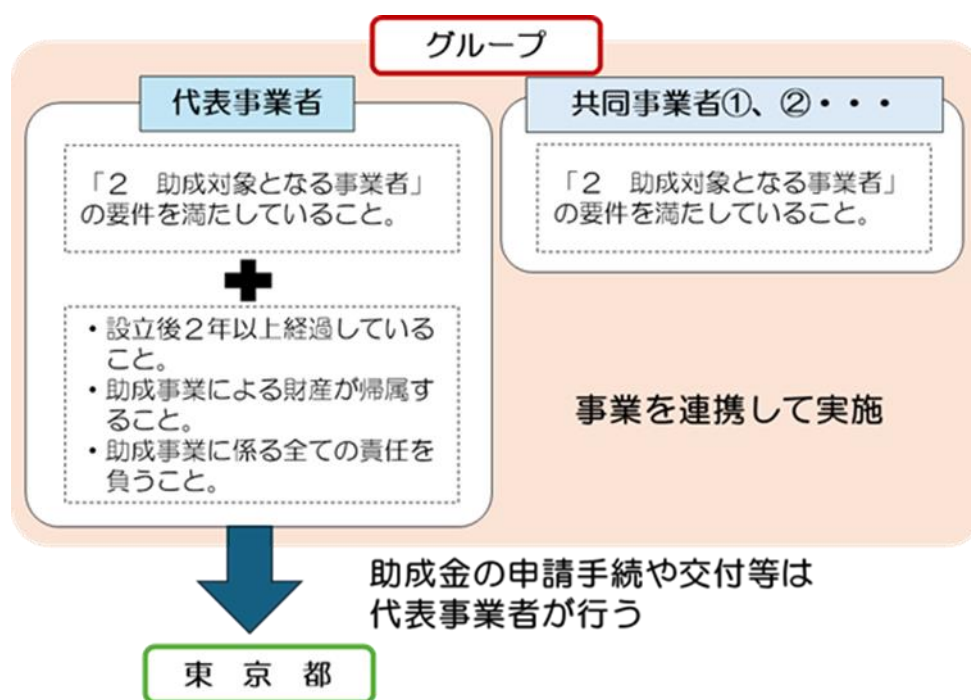
区分Aによる申請を行う場合、「TOKYO エシカルアクションプロジェクト」に参画

しているパートナーのうち、2者以上が連携して事業を行うことが要件となります。
ただし、資本の出資関係がある事業者間での連携は本助成金の対象外です。
助成金の交付に係る手続等は、連携する事業者間で代表となる事業者（以下、「代表事業者」）を定め、代表事業者に行っていただきます。

ア 代表事業者の要件

- ①申請日時時点で設立後2年以上経過していること。
- ②助成金により取得した財産（購入物品や成果物の著作権等）は、代表事業者に帰属させること。
- ③代表事業者は、助成事業の実施にかかる全ての責任を負うものとし、連携を構成するグループ（以下、「グループ」）の他の事業者（以下、「共同事業者」）が法令等若しくは本要綱に違反した場合についても代表事業者がその責を負うこと。

【代表事業者の要件と役割】



イ 助成の制限について

助成の制限は1グループにつき1事業のみとします。代表事業者・協働事業者の役割に関わらず、同一事業者が複数の申請に関与する場合であっても、助成の対象外です。

例

申請①：代表事業者 A+協働事業者 B → 採択

申請②：代表事業者 C+協働事業者 A → A は既に採択済みのため、申請②は対象外

※同一年度内での重複助成はできません。

組み合わせの例	助成の可否
<p>※ 異なる事業者同士との組み合わせ</p> <p>グループ① </p> <p>グループ② </p>	○
<p>※ 異なる事業者同士との組み合わせで、代表事業者も異なる申請</p> <p>グループ① </p> <p>グループ② </p>	<p>×</p> <p>※A社は既に採択済みのため対象外</p>
<p>※ 1グループで複数の申請を行う</p> 	×
<p>※ 事業者の組み合わせが同じ</p> 	×
<p>※ 代表事業者として、複数の申請を行う</p> <p>グループ① </p> <p>グループ② </p>	×

2 エシカル消費の普及啓発を目的としたイベント、マルシェ等の出展にかかる経費【区分B】

(1) 助成事業の内容

東京都内で開催されるエシカル消費の普及啓発を目的としたイベントやマルシェ等への出展料が助成対象となります。

出展形態の例

- ・エシカルな商品の物販やエシカルな取組に基づくサービス（リペア等）の紹介
- ・エシカル消費をテーマにしたワークショップ、体験型企画の実施
- ・エシカル消費の取組や事業内容に関する展示、説明 等

(2) 助成事業の要件

上記（1）のほか、以下のすべての要件を満たす事業を対象とします。

- ①民間事業者が実施するエシカル消費の普及啓発を目的としたイベント、マルシェ等であること。
- ②令和4年度から令和7年度に東京都が実施した「TOKYO エシカルマルシェ」に出展していないこと
- ③初めて出展するイベント、マルシェ等であること。
- ④対面によって実施されるイベント、マルシェ等であること。
- ⑤政治活動又は宗教活動を目的としないイベント、マルシェ等であること。
- ⑥公序良俗に反するイベント、マルシェ等への出展ではないこと
- ⑦同一年度において、本助成のほかに関や地方公共団体からの補助金、助成金若しくは交付金を申請している又は既に交付決定を受けていないこと
- ⑧事業者単独での出展であること（共同出展は不可）
※他社商品のPR・物販の販売がある場合は共同出展とみなします。
- ⑨都民に広く公開されているイベントであること。
- ⑩申請を行う事業者自ら企画・運営する事業であること
※申請を行う事業者が自ら出展内容を企画し、準備から当日の運営までを主体的に行い、その実施について全ての責任を負う事業となります。
- ⑪専ら営利を目的としない事業であること。
※イベント、マルシェ等への出展において商品を販売することは差支えありませんが、本助成金は商品販売そのものを目的とするものではなく、エシカル消費の考え方や取組を広く普及啓発することを主たる目的としていることから、営利を主たる目的とする事業は補助対象外となります。
- ⑫東京都内で実施される事業であること。
- ⑬助成金の交付決定を受けた年度の1月末日までに完了していること。

(3) 助成対象外となる事業

申請時点において、既に開催又は終了しているイベント、マルシェ等への出展

4 審査について

申請のあった事業については審査基準に基づき、助成審査会による審査を経て、予算の範囲内で助成事業を選定します。

Ⅲ 助成対象経費

1 助成金の額

助成対象事業費の2分の1以内

区分 A による助成対象事業に関しては、協賛金や寄附金、参加料等のほか、物販による収入がある場合には、助成対象経費から控除してください。

2 助成対象経費について

助成対象経費は、(1)の要件に適合し、(2)「助成対象経費一覧」に掲げる経費となります。

(1) 助成対象経費の要件

①助成金の交付決定の日から当該年度の1月末日までに支出済みの経費

※申請者名義での契約、実施、支払いが完了すること

②助成対象事業のみに使用され、他事業の経費と明確に区分できる経費

③財産取得となる場合は、代表事業者はその所有権が帰属する経費

④国や地方公共団体（東京都を含む）からの補助金、助成金若しくは交付金を充当していない経費

【注意事項】

- ・消費税及び地方消費税、振込手数料は対象外となります。
- ・物品購入に当たり、ポイントが付与された場合、又は支払いにポイントを使用した場合、当該ポイント分は対象外となります。
- ・助成対象経費の積算をする場合は、単価や数量を適切に設定し、その根拠を明確にしてください。社会通念上妥当と思われる範囲の金額を超える積算と判断した場合は、助成対象経費として認められません。

(2) 助成対象経費一覧

【区分 A】

費目	対象	具体例
1 人件費	<p>・助成対象事業の実施に係る人件費（交通費含む）</p> <p>・ただし、助成対象となる人件費の限度額は、時給 1,230 円、交通費日額 2,600 円とする。</p> <p>・従事時間の上限は 1 日 8 時間以内とする。</p> <p>【対象外】</p> <p>・実施主体から給与が支払われている内部</p>	<p>・イベント運営のアルバイト人件費</p> <p>・ボランティア交通費 等</p>

		<p>職員等の人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与の支払いが振込以外の場合 	
2	謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・有識者、専門家等への講師謝礼等（交通費含む） ・ただし、助成対象となる謝礼の限度額は、以下の通りとする。原則としてB基準を用い、特に高度な専門性を有する者へはA基準を適用するが、A基準及びB基準では依頼することが困難であると認められる相当の理由がある場合は、特別基準を適用できる。 <p>A基準：13,700円／1時間当たり B基準：9,500円／1時間当たり 特別基準：適当又は必要と認められる額。ただし100,000円を限度とする。</p> <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体自身への謝礼金 ・現金以外の物品等による謝礼 ・公務員の公務に対する謝礼 	<ul style="list-style-type: none"> ・セミナーやワークショップでの講師謝礼 ・イベント等での講演料 ・啓発物等を作成する際の監修にかかる謝礼 等
3	広報費	<ul style="list-style-type: none"> ・広報・事業周知のための広告物等の作成に係る経費 ・作成された広告物等の掲載に係る経費 ・その他、助成対象事業の広報活動・広告宣伝に係る経費 <p>【対象外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経常的に実施している広報にかかる経費 ・TOKYO エシカルの事業であることが明記されていない広報物にかかる経費 ・事業の実施状況等を記録・保存することのみを目的として制作された動画等の制作に要する経費 ・本事業の目的であるエシカル消費の普及啓発を主たる目的とせず、申請者自らの広告、宣伝又は販売促進を目的とするものに係る経費 ・特定の顧客を対象とした広告費にかかる経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、チラシ、パンフレット、展示パネル等の制作における経費（デザイン料、翻訳料、編集費、印刷料） ・動画等の制作費 ・WEBサイトやSNSの作成費 ・広告に著名人を起用する場合の出演料 ・広告掲載料 ・既存イベントに出展する際の出展料 等
4	教材費・	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象事業において、都民等の啓発に 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ等を実施する

	資材費	係る教材の購入・製作費 ・助成対象事業を実施するうえで必要となる消耗品、資材の購入費 【対象外】 ・用途が助成対象事業に限定されない事務機器等 ・参加者の水分補給目的及び教材利用目的以外での飲料及び食料品 ・贈答品 ・レジ袋代 ・実施主体が製造・販売を行っている物品 ・購入単価が 1 つ当たり税抜50万円以上の物品 ・物販を目的とした商品の購入費	際の教材、テキスト等 ・消耗品（事務用品、資料用コピー用紙等） ・参加者への水分補給目的で配布する飲料代 ・講師等へのコーヒー代 ・参加者に対しエシカル消費の啓発の一環として飲料や食品を提供する場合の食材費
5	役員費	助成事業を実施するうえで必要となる通信運搬費、その他サービス利用料 【対象外】 ・光熱水費（電気代、水道代、ガス代等） ・ガソリン代 ・電話代 ・その他、助成対象事業以外でも使用するサービスに係る利用料	・講師等との連絡にかかる郵便切手代、郵送料 ・物品等の送料、運搬費用 ・イベント保険料
6	会場費	助成対象事業を実施する会場の使用料や設営・撤去等に係る経費 【対象外】 ・助成対象事業以外でも使用する会場費 ・準備のための事務所等の借上料や会議室利用料	・イベント等の会場借上料 ・会場設営費 ・設備借上料 ・広報物等の撮影の際のスタジオ借上料
7	委託料	助成事業を効率的・効果的に実施するための委託経費 【対象外】 ・補助対象経費総額の 5 割を超える委託料は対象外	・イベント等の会場設営・撤去の委託経費 ・音響機器操作委託経費

※助成対象経費には、税抜の金額（消費税及び地方消費税を控除した金額）を計上してください。

【区分B】

費目	対象	具体例
1 出展料	<p>小間料、出展登録料等出展の条件として主催者に支払う経費</p> <p>【対象外】 小間料、出典登録料以外の以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料オプションで手配する看板、什器、電源（コンセント）、通信（Wi-Fi等） ・人件費、謝礼、広報費、教材費、資材費、役務費、委託料 ・出展コンテンツに関する費用（ステージイベント、アトラクション、セミナー、ワークショップのための費用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出展小間料 ・オンライン登録料 等

※助成対象経費には、税抜の金額（消費税及び地方消費税を控除した金額）を計上してください。

(3) 補助対象外経費

【区分A】

- ア 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない経費
- イ 補助事業に直接関係のない物品の購入、業務委託等の経費
- ウ 交付決定後に新たに追加された経費
- エ 補助対象事業とは直接関係のない第三者の商品又はサービスを紹介するための制作物
- オ 本事業の目的であるエシカル消費の普及啓発を主たる目的とせず、申請者自らの広告、宣伝又は販売促進に使用されるものと判断した広告宣伝費
- カ 領収書等に不備がある場合
- キ 補助対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、補助対象事業に係る経費を明確に区分できない経費
- ク 領収書の宛名が申請者である法人名義ではなく、当該法人の代表者その他の個人名義となっている経費については、その理由のいかんを問わず補助対象外例) SNS 広告において、法人ではなく代表者名義のアカウントで広告出稿した場合の経費
- ケ 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的を踏まえ、補助対象として不相当であると判断した経費

【区分B】

- ア 契約から支払までの一連の手続きが補助対象期間内に行われていない経費
- イ 補助事業に関係のない物品の購入、業務委託等の経費
- ウ 交付決定後に新たに追加された経費
- エ 領収書等に不備がある場合
- オ 補助対象事業以外の事業と混同して支払いが行われており、補助対象事業に係る経費を明確に区分できない経費
- カ 領収書の宛名が申請者である法人名義ではなく、当該法人の代表者その他の個人名義となっている経費については、その理由のいかんを問わず補助対象外
- キ 前各号に掲げるもののほか、本事業の目的を踏まえ、補助対象として不適当であると判断した経費

IV 助成申請の手続

1 募集スケジュール

年2回の募集を予定しています。募集スケジュール（予定）は以下のとおりです。
ただし、助成金の交付決定額が予算額に達した時点で、次回以降の交付申請の受付は行いませんのでご注意ください。

募集回	申請書等の提出期間	交付決定時期
第1回	2026年5月1日（金）～6月30日（火）必着	8月中旬
第2回	2026年8月17日（月）～9月30日（水）（予定）	11月中旬

2 提出方法

「4 申請書類」に掲げる書類一式を郵送もしくは持参により提出してください。
※持参の場合は、事前にお電話にてご連絡ください。

【助成申請受付窓口・問い合わせ先】

東京都 生活文化局 消費生活部 企画調整課 事業担当

住所：〒163-8001

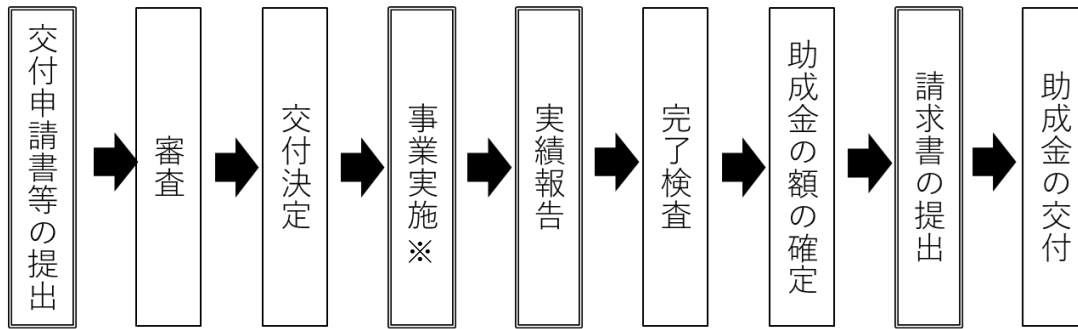
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎 18階

電話：03-5388-3069

受付時間：平日 9:00～17:00

3 申請から助成金交付の流れ

二重線の枠で囲まれているものは、助成事業者が行うものです。



※ 助成金の交付決定の日から当該年度の1月末日までに支出済みの経費が助成対象

4 申請書類

以下に示す申請書類及び添付書類を提出してください。申請書類の様式は下記 WEB サイトからダウンロードできます。

URL

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/ethical/jyosei.html>

提出書類一覧

■【区分 A】パートナー同士の連携した取組に対する経費】を申請する場合

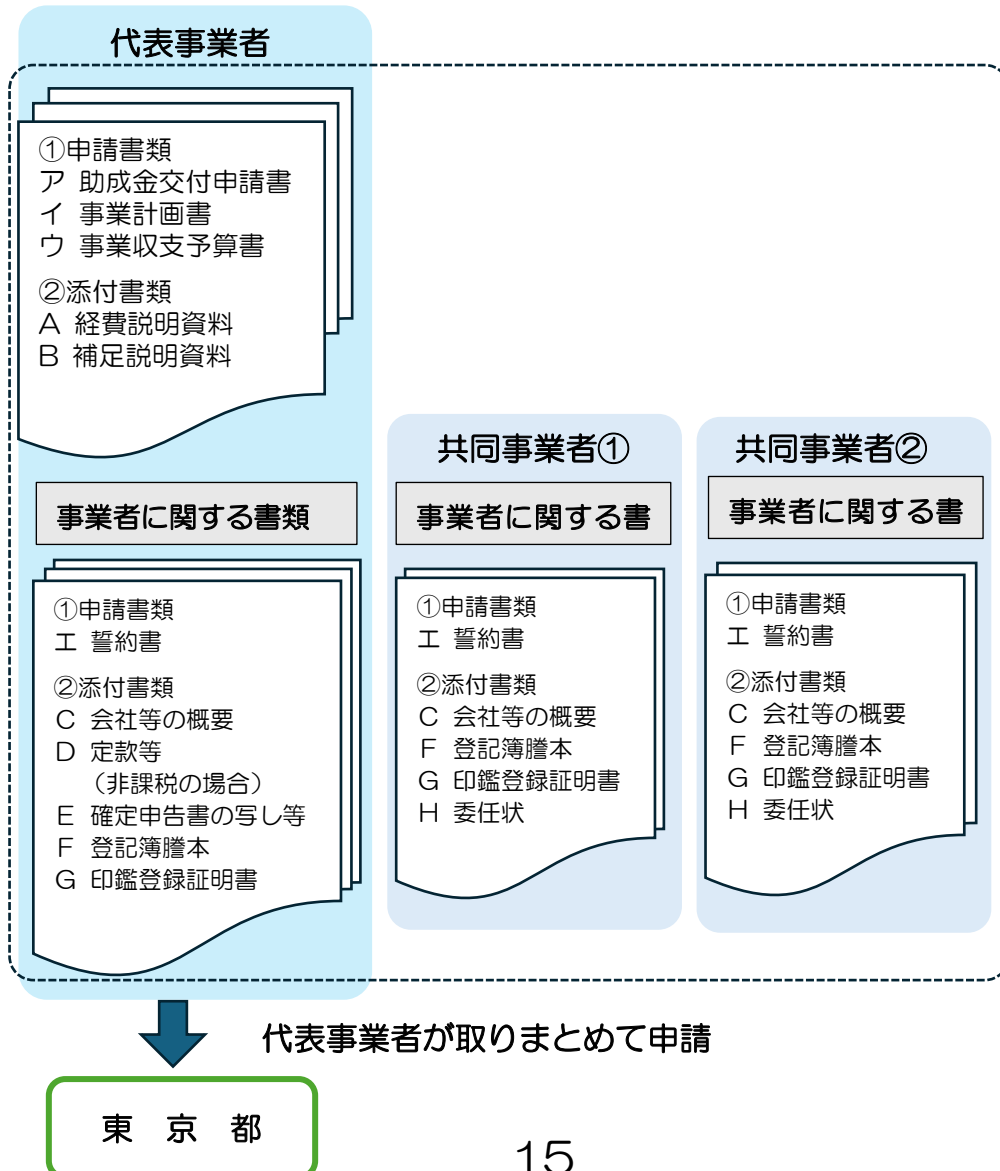
	書類 No.	書類名	必要書類		
			代表事業者	共同事業者	備考
① 申請書類		各 1 部			
	ア	助成金交付申請書	<input type="checkbox"/>		申請書の代表者印は印鑑証明書の印鑑で押印してください。
	イ	事業計画書	<input type="checkbox"/>		
	ウ	事業収支予算書	<input type="checkbox"/>		
	エ	誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
② 添付書類		各 1 部			
	A	助成対象経費に関する根拠資料(見積りや積算の内訳がわかるもの)	<input type="checkbox"/>		単価が 5 万円を超える経費は見積書など積算の根拠となる資料を提出してください。
	B	事業計画に関する補足説明資料(ある場合)	<input type="checkbox"/>		※任意
	C	企業・団体等の概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※任意
	D	定款・寄附行為又はこれに類するもの	<input type="checkbox"/>		非課税法人の場合
E	税務署へ提出した法人税確定申告書の写し ※直近のもの	<input type="checkbox"/>		・別表一 ・決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ※非課税の場合は、決算報告書を提	

					出してください。
F	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3か月以内に取得した原本
G	印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		3か月以内に取得した原本
H	委任状		<input type="checkbox"/>		

※注意事項

- 書類作成にあたっては、記載例を参照してください。
- 提出の際は、「提出書類等確認表」を先頭にしてください。
- 申請書類はA4判片面で作成し、ステープラはしないでください。
- 申請書類一式は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- 申請書類は個人情報等に関する部分を除き、情報公開制度の開示対象になります。
- 申請書類の提出は、代表事業者が取りまとめて提出してください。代表事業者と共同事業者で提出書類が異なりますので、提出書類一覧及び下図を参考にしてください。

<申請のイメージ>



■【区分B】 エシカル消費を目的としたイベント等への出展料を申請する場合

	書類 No.	書類名	必要書類		
① 申請書類	各 1 部				
	ア	助成金交付申請書	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書の印鑑で押印してください。	
	イ	事業計画書	<input type="checkbox"/>		
	ウ	事業収支予算内訳書	<input type="checkbox"/>		
	エ	誓約書	<input type="checkbox"/>		
② 添付書類	各 1 部				
	事業に関する書類	A	助成対象経費に関する根拠資料(見積りや積算の内訳がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 出展料のわかるもの イベント等の出展申込書の写し及び出展が確定していることが分かる書類の写し 出展するマルシェ、イベント等の概要が書かれたパンフレット
		B	事業計画に関する補足説明資料(ある場合)	<input type="checkbox"/>	※任意
	団体に関する書類	C	企業・団体等の概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>	※任意
		D	定款・寄附行為又はこれに類するもの	<input type="checkbox"/>	非課税法人の場合
		E	税務署へ提出した法人税確定申告書の写し ※直近のもの	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 別表一 決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ※非課税の場合は、決算報告書を提出してください。
		F	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	3か月以内に取得した原本
G		印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	3か月以内に取得した原本	

※注意事項

- 書類作成にあたっては、記載例(P21~32)を参照してください。
- 提出の際は、「提出書類等確認表」(P59~61)を先頭にしてください。
- 申請書類はA4判片面で作成し、ステープラはしないでください。
- 申請書類一式は返却しませんので、必ず控えを保管しておいてください。
- 申請書類は個人情報等に関する部分を除き、情報公開制度の開示対象になります。

V 助成事業を実施するための注意事項

1 助成事業に係る会計処理

(1) 経理の区分

助成事業に関する経理については、他の事業経費と区分し、収入及び支出を明らかにしたうえで、交付決定を受けた経費区分ごとに整理してください。

(2) 経費支出の証拠として整理する書類

実績報告の際に契約や支出関係の証拠書類が確認できない経費に関しては、助成金の交付ができません。

各支出の証拠書類として、原則、以下の要件を満たす領収書等を整理・保管することが必要となります。

【領収書の要件】

①「領収書」「領収証」等の記載があること。

※単なるレシートのみを証拠書類とすることはできません。

②領収書の日付が助成対象事業の期間内であること

※交付決定日より前に支出した経費は認められません。

③領収書の宛名が助成事業者名であること。

※宛名が個人名のものや助成事業者と異なるもの、略称のものは認められません。

④購入等の内訳の記載があること。

※領収書に内訳が書ききれない場合は、「〇〇一式」等と記載し、別紙でレシートや納品書、請求書など内訳がわかる書類を添付してください。

⑤債権者（支払先）の住所・氏名・印が漏れなく記載・捺印されていること。

⑥切り取り、改変されていないものであること。

※助成金の対象経費と対象外経費は混在させず、明確に区分してください。

【人件費について】

人件費を計上した場合は、従業者別の作業日報等、実際に従事した時間および交通実費の額がわかるものを提出してください。

(3) その他

領収書の発行が難しい場合には、都との協議により、他の書類を証拠書類として認めることができます。

【具体例】

- ・口座振込等で支出した場合は、請求書と口座振込の控え（支払通帳やATM利用明細の写し等）でも可。

2 事業計画の変更

事業計画に記載された内容を変更するときは、助成事業の目的等に影響を及ぼさないと認められる軽微な変更を除き、事前に東京都の承認が必要となります。事業収支予算書に記載の経費区分の変更も含まれます。

申請内容から変更が生じる場合は、必ず事前に都に連絡し、変更承認の要否を確認してください。

3 助成事業の公表

(1) 助成事業者による公表

助成事業を実施するに当たって、当該事業が東京都による助成事業である旨を公表し、又、適切な方法により表示してください。

【具体例】

- ・ チラシや WEB サイト、プレスリリース等に東京都の助成事業であることを掲載する。
- ・ イベント会場等の来場者の目につきやすい場所に東京都の助成事業であることを掲示する。
※TOKYO エシカル及びエシカル消費の啓発パネルの貸出、啓発チラシの提供、WEB 掲載用バナーの提供等も可能です（要相談）。

(2) 東京都による公表

助成金の交付決定がされた事業については、東京都において事業者名、事業名、事業内容等を公表します。

また、エシカル消費の推進につながる取組としてのPRにご協力いただく場合がありますので、予めご了承ください。

4 助成事業の実績報告に係る書類の提出

助成事業の終了後、30 日以内（事業終了後 30 日以内に令和9年1月末日が到来する場合は、令和9年1月末日まで）に下記の書類を提出してください。

【実績報告に係る書類】

- ①実績報告書（別記7号様式）
- ②事業実施報告書（別記7号様式）
- ③事業収支決算書（別記7号様式）
- ④経費支出の証拠書類
- ⑤その他助成事業の実施を確認するのに必要なもの
（助成事業で作成した広報物や、イベント開催時の写真等）

【注意事項】

- ・事業実施の確認は書面で行いますので、申請時の事業計画どおりに事業を実施していることや購入物等の活用状況の写真、助成事業で作成した広報物等を提出していただきます。
- ・助成対象経費として交付決定している経費については、すべて活用状況を撮影し記録してください。
- ・特に、都民に向けてエシカル消費に関する説明及び TOKYO エシカルアクションプロジェクト の紹介をしていることがわかる写真や資料は必ず提出してください。
- ・変更手続きを経ることなく申請内容と異なる事業を行った場合は、助成の対象となりません。

5 助成金の額の確定及び交付

実際に交付する助成金の額は、事業完了後に提出していただく事業報告書等を審査し、確定します。事業報告書等の提出から助成金の支払いまでには、2か月程度かかりますので予めご了承ください。

6 交付決定の取消し

助成事業者が次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。この規定は助成金の額の確定後にも適用され、既に助成金が交付されている場合は、違約加算金を加えて返還していただくことになります。

【助成金の交付決定が取消しになる場合】

- ①偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとした場合
- ②助成事業を中止又は廃止した場合
- ③廃業、倒産等により助成事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
- ④交付要綱第5 1に規定する申請者の要件に適合しなくなった場合
- ⑤交付要綱第29に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した場合
- ⑥助成事業者が暴力団員等に該当するに至った場合
- ⑦その他交付要綱の内容に違反した場合

VI 助成事業完了後の注意事項

1 関係書類の保存

助成事業に係る関係書類及び帳簿は、助成事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。

2 東京都職員による調査等

助成事業者は、東京都職員が助成事業の実施状況、助成金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について立入調査を行う場合、当該調査に協力し、東京都職員に従って誠実に対応しなければなりません。

記載例・記載要領

別記第1号様式（第9関係）

令和8年●月●日

連携事業（区分A）を申請する場合は代表者職、氏名を記載し、押印
※印鑑登録のある印鑑

東京都知事 殿

事業者名：株式会社東京エシカル

代表者役職・氏名： 代表取締役社長 東京 太郎 

所在地： 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業
助成金交付申請書

標記の助成金の交付を受けたいので、令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり申請します。

事業名	〇〇〇エシカルマルシェ
実施期間	令和8年8月1日～令和8年8月3日
事業者名	株式会社東京エシカル
代表者 役職・氏名	代表取締役社長 東京 太郎
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
助成申請額	300千円

連携事業の場合、代表事業者の職・氏名等記載すること。

東京都エシカル消費普及啓発推進事業 事業計画書（連携事業）

1 事業名

●●エシカルワークショップ	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; background-color: #e0f0e0; padding: 5px; display: inline-block;"> 交付金申請書に記載した 事業名を記入 </div>
---------------	---

2 助成対象事業の実施主体

代表事業者		
事業者名	株式会社東京エシカル	
代表者役職氏名	代表取締役社長 東京 太郎	
所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
担当者	部署名	総務部企画課
	氏名	東京 次郎
	住所	〒0000-0000 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
	電話番号	03-0000-0000
	E-mail	aaaaa@bbbb.co.jp
共同事業者 1		
事業者名	〇〇〇トレーディング株式会社	
代表者役職氏名	代表取締役社長 新宿 一郎	
所在地	東京都新宿区〇〇〇〇	
担当者	部署名	管理部総務課
	氏名	新宿 二郎
	住所	〒0000-0000 東京都新宿区〇〇〇〇
	電話番号	03-0000-0000
	E-mail	BBBBB@dddd.co.jp
共同事業者 2		
事業者名	一般社団法人〇〇〇〇財団	
代表者役職氏名	理事長 渋谷 一郎	
住所	東京都渋谷区〇〇〇〇	
担当者	部署名	企画調査課
	氏名	渋谷二郎
	住所	〒0000-0000 東京都渋谷区〇〇〇〇
	電話番号	03-0000-0000
	E-mail	CCCCC@eeee.org

※3者以上での連携の場合は、表を追加して記入してください。

3 事業概要（100字程度）

※助成事業の目的、対象、実施内容を簡潔に記入すること。

エシカル消費を学び始める小学校中学年～高学年を対象に、3回シリーズのワークショップを開催。日常生活で使えるエシカルなグッズを手作りしてもらいながら、消費の背景にある社会課題を学んでもらう。

4 事業目的

※事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入すること。

※当該事業が都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進にどのように資するのか、事業の必要性を記入すること。

・TOKYO エシカルマルシェで当社の隣のブースとなった〇〇〇トレーディング株式会社と、昨年4月から連携して、食品ロス削減に向けた取組を進めてきた。この連携事業で得た知見を、これからエシカル消費を学び始める小学生にワークショップの形で広めていく。募集にあたっては、TOKYO エシカルカンファレンスをきっかけにやり取りを始めた、一般社団法人〇〇〇〇財団の実施している〇〇〇セミナーのネットワークを活用する。

・当社や〇〇〇トレーディング株式会社がビジネスの現場で得た知見を、本ワークショップを通じ小学生に広めることで、学校でのエシカル消費の学びをより深いものとする効果が見込まれる。

5 事業内容

(1) 事業実施時期

令和8年8月1日 ～ 令和8年8月10日

(2) 事業対象者

都内の小学校4年生から6年生 20名

(3) 事業の広報の方法

- ・当社、〇〇〇トレーディング株式会社、一般社団法人〇〇〇〇財団のホームページ、SNS等での周知
- ・当社広報誌での告知
- ・一般社団法人〇〇〇〇財団の都内支部での周知

(4) 事業実施場所・会場

- ・当社会議室

(5) 活動内容

※エシカル消費に関する一般的な説明及びTOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介をどのようにして行うのかを必ず記入すること。

- ・ワークショップ初回で、エシカル消費に関する説明を実施
- ・上記説明の中で、TOKYO エシカルアクションプロジェクトを紹介
- ・ワークショップの製作過程の中で、エシカル消費との関連を説明

6 実施体制等

(1) 実施体制

※助成事業の運営体制と人員状況、施工監理、経理等の体制、連携する事業者間の役割分担及び経費負担の考え方などを記入すること。

- ・運営体制
 - ・運営責任者1名（当社社員）
 - ・講師1名（〇〇の知見を持つ者）
 - ・アルバイト3名
- ・事業者間の役割分担
 - ・当社：募集、ワークショップ会場提供
 - 〇〇〇トレーディング株式会社：募集、教材準備
 - 一般社団法人〇〇〇〇財団：募集、講師手配

(2) 実施日程・工程

※事業の主要なスケジュールを記入すること。

- 6月 募集開始
- 7月 参加者決定
- 8月 ワorkshop実施、成果発表会

7 事業効果

(1) 期待できる事業効果

※事業実施による成果が特定の企業・団体等に帰属せず、業界内外への波及やTOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及、都民及び東京都全体のエシカル消費の推進にとってどのような効果があるのか分かるよう具体的に記入すること。

※事業者間の連携による期待される相乗効果等を記入すること。

- ・学校でエシカル消費を学び、これからの消費を担う小学生が本ワークショップを体験することにより、より深く、消費を通じた社会のつながりについて意識してもらうことが期待である。
- ・参加した小学生が、家族や友人たちにワークショップで学んだことを伝えることにより、より幅広くエシカル消費を普及啓発することが期待できる。
- ・ワークショップの中で、TOKYO エシカルについて紹介することにより、TOKYO エシカルアクションプロジェクトの普及啓発を図ることができる。
- ・〇〇を得意とする当社と、●●を得意とする〇〇〇トレーディング株式会社が連携し、◎◎◎にネットワークを持つ一般社団法人〇〇〇〇財団が加わることにより、○▽■における効果が期待できる。

(2) 事業成果の活用方法・事業終了後の計画

※事業の成果物がある場合は、その管理・活用方法を記入すること。

※関連する事業計画や事業終了後の展開についての予定があれば、その内容を記入すること。

- ・製作したグッズは参加者が持ち帰り、エシカルな行動のきっかけとしてもらう
- ・ワークショップの様子を記録動画にして、当社、〇〇〇トレーディング株式会社、一般社団法人〇〇〇〇財団のホームページで公開する。

8 申請事業の特徴

※事業者間の連携による利点や強み、独自性等、特にアピールしたい点を記入すること。

- ・〇〇を得意とする当社と、●●を得意とする〇〇〇トレーディング株式会社が連携し、

◎◎◎にネットワークを持つ一般社団法人○○○○財団が加わることにより、他では見られない、○▽■に着目した内容のワークショップを目指していく。

9 その他

※その他過去の取組実績等特筆すべきことがあれば記入すること。

事業収支予算書

助成対象経費総括表

(円)

所要経費	(1)総事業費	(2)参加料等収入	(3)収支差額 (1)-(2)	(4)助成対象経費支出予定額
	717,440	50,000	667,440	700,790
	(5)基準額 (3)と(4)を比較して少ない額	(6)所要額 (5)×1/2 ※千円未満切り捨て	(7)上限額	(8)申請額 (6)と(7)を比較して少ない額
	667,440	333,000	300,000	300,000

I 収入の部

(円)

区分・内容・積算内訳		金額
1	自主財源	417,440
	(1)自己資金	367,440
	(2)参加料等収入	50,000
参加料		0
寄附金		0
協賛金	公益財団法人▲▲からの協賛金	50,000
その他		0
2	都助成金収入	300,000
合計(1+2)		717,440

II 支出の部

(円)

1 助成対象経費		金額
費目・内容・積算内訳		金額
(1) 人件費		59,310
	ワークショップ運営アルバイト1,230円×5h×3日×3人	55,350
	ワークショップ運営アルバイト交通費440×3日×3人	3,960
(2) 謝礼		123,300
	ワークショップ講師(公益財団法人〇〇理事) 13,700×3h×3日	123,300
(3) 広報費		2,250
	募集用チラシ制作費15円×150部	2,250
(4) 教材費・資材費		8,550
	教材用リーフレット印刷製本費300円×25部 ※参加者20部+講師、事業担当者用5部	7,500
	講師用コーヒー代350円×3回	1,050
(5) 役務費		7,380
	会場への資材搬出入費(宅配便)2,460円×3回	7,380
(6) 会場費		0
		0
(7) 委託料		500,000
	ワークショップ記録動画作成委託	500,000
小計①		700,790
2 助成対象外経費		金額(円)
費目・内容・積算内訳		金額(円)
(1) 人件費		12,150
	ワークショップ運営アルバイト上限額超過分 270円×5h×3日×3人	12,150
(2) その他		4,500
	講師用弁当代1,500円×3回	4,500
小計②		16,650
合計(小計①+小計②)		717,440

(別記第1号様式 別紙3)

東京都エシカル消費普及啓発推進事業
事業計画書 (出展事業)

1 事業名

エシカルを体験！未来につながるアクセサリー作り

申請者

事業者名	株式会社東京エシカル	
代表者役職氏名	代表取締役社長 東京 太郎	
所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
担当者	氏名	03-0000-0000
	電話番号	総務部総務課 東京 次郎
	E-mail	aaaaa@bbbb.co.jp

3 出展概要

マルシェ、イベント等の名称	エシカルマルシェ in 新宿			
主催者	株式会社新宿エシカル			
開催日程	全体日程	令和 8年 9月15日 ~ 令和 8年 9月18日		
	自社出展日程	令和 8年 9月15日 ~ 令和 8年 9月16日		
開催場所	(名称) 東京都庁 都民広場 (住所) 東京都新宿区西新宿 2-8-1			
出展小間数	自社出展小間数	1ブース	全体小間数	30ブース
1小間あたりの大きさ及び料金	(間口×奥行) 3m×3m	(1小間あたりの料金) 150,000円(税抜)		
出展料	150,000円			

4 事業概要 (100字程度)

※助成事業の目的、対象、実施内容を簡潔に記入すること。
廃材を活用したアクセサリー制作のワークショップを実施する。廃棄予定の素材に新たな価値を見出し、実際に手を動かして制作する体験を通じて、資源の有効活用や環境への配慮を身近に感じてもらうことを目的とする。

5 事業目的

※事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入すること。

※当該事業が都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進にどのように資するのか、事業の必要性を記入すること。

当社は、日常生活の中で無理なく実践できるエシカル消費の普及に取り組んでいるが、一方で、「エシカル消費」という言葉は知られていても、具体的に何をすればよいのか分からないという声が多く、行動に結び付いていないことが課題であると感じている。そのため、廃材を活用したアクセサリ制作のワークショップを実施し、廃棄される素材に新たな価値を見出し、実際に制作する体験を通じて、資源の有効活用や環境への配慮を身近に感じてもらうことを目的とする。マルシェという誰もが立ち寄りやすい場で実施することで、エシカル消費に関心のある層に加え、これまで意識する機会の少なかった子どもやファミリー層にも広くアプローチし、エシカル消費を「特別なもの」ではなく「日常の選択肢の一つ」として捉えてもらうことを目指す。

6 エシカル消費の周知方法

※エシカル消費に関する一般的な説明及び TOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介をどのようにして行うのかを必ず記入すること。

- ・各回ワークショップの開始時に、エシカル消費に関する説明を実施
- ・上記説明の中で、TOKYO エシカルアクションプロジェクトを紹介
- ・ワークショップの製作過程の中で、エシカル消費との関連を説明

7 実施体制等

(1) 実施体制

※助成事業の運営体制と人員状況等を記入すること。

- ・運営体制
 - ・運営責任者1名（当社社員）
 - ・講師1名（〇〇の知見を持つ者）
 - ・アルバイト1名

(2) 実施日程・工程

※事業の主要なスケジュールを記入すること。

- 6月 募集開始
- 8月 参加者決定
- 9月 ワークショップ実施

8 事業効果

(1) 期待できる事業効果

※事業実施による成果が TOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及、都民及び東京都全体のエシカル消費の推進にとってどのような効果があるのか分かるよう具体的に記入すること。

参加者が廃材の再利用や資源循環といったエシカル消費の考え方を、体験を通じて理解することが期待される。アクセサリー制作という親しみやすい内容により、楽しみながら学ぶことで、エシカル消費への興味・関心の喚起につながる。また、完成したアクセサリーを日常生活で使用することで、参加者自身がエシカルな選択を継続的に意識するきっかけとなり、行動の実践につながることを期待される。さらに、ワークショップの様子や成果が来場者間で共有されることで、参加者以外への波及効果も見込まれ、TOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及及び都民全体のエシカル消費の推進に寄与する。

(2) 事業成果の活用方法・事業終了後の計画

※事業の成果物がある場合は、その管理・活用方法を記入すること。

※関連する事業計画や事業終了後の展開についての予定があれば、その内容を記入すること。

ワークショップで制作されたアクセサリーや、制作過程を通じて得られた参加者の気づきや反応を整理し、今後の普及啓発活動に活用する。制作事例や実施内容については、今後のイベント出展や関連事業における企画立案の参考とする。また、事業終了後は、本事業で得られた知見を踏まえ、他のマルシェやイベント等において同様の体験型プログラムの展開を検討し、継続的なエシカル消費の普及啓発につなげていく。

9 申請事業の特徴

※自社の特徴、独自性等

当社は、環境や社会に配慮した取組を重視し、廃材や未利用素材を活用したエシカルアクセサリーの販売や定期的にワークショップを開催し、エシカル消費の普及啓発に取り組んでいる。

10 その他

※その他過去の取組実績等特筆すべきことがあれば記入すること。

添付書類

- (1) イベント、マルシェ等の出展申込書の写し及び出展が確定していることが分かる書類の写し
- (2) イベント、マルシェ等の概要が書かれたパンフレット等
- (3) 主催者が定める募集要項、出展要領、契約書、請求書その他当該費用が出展の条件として定められており、かつ、出展料等の金額が確認できる書類の写し

(別記第1号様式 別紙4)

事業収支予算内訳書

1 交付申請額

(単位：円)

助成対象経費	補助額	上限額	申請額 (助成対象経費と上限額の いずれか低い額)
150,000	1/2	200,000	75,000

2 資金内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
自己資金	1,200,000	
借入金	0	
都助成金収入	75,000	
その他	0	
合計	1,275,000	

3 助成対象経費内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
助成対象経費	150,000	
出展料	150,000	
出展小間料	0	
出展登録料	0	
その他	0	
助成対象外経費	1,125,000	ブース内の装飾委託費、資材の運送費、人件費、広告掲載費等
合計	1,275,000	

※「資金内訳」の合計額は「助成対象経費内訳」の合計額と一致させること。

誓約書

東京都知事 殿

東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者が下記1から4までの要件を全て満たしていることをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、4について、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

記

- 1 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- 2 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。
- 3 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- 4 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。なお、法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

令和8年●月●日

事業者名 株式会社東京エシカル
代表者役職・氏名 代表取締役社長 東京 太郎
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号



2者連携の場合、代表社印による
押印
※印鑑登録のある印鑑

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様式

年 月 日

東京都知事 殿

事業者名：
代表者役職・氏名： _____ 印
所在地： _____

令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業
助成金交付申請書

標記の助成金の交付を受けたいので、令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金交付要綱第9の規定に基づき、下記のとおり申請します。

事業名	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
事業者名	
代表者 役職・氏名	
所在地	
助成申請額	千円

(別記第1号様式 別紙1)

東京都エシカル消費普及啓発推進事業
事業計画書(連携事業)

1 事業名

--

2 助成対象事業の実施主体

代表事業者		
事業者名		
代表者役職氏名		
所在地		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	
共同事業者1		
事業者名		
代表者役職氏名		
所在地		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	
共同事業者2		
事業者名		
代表者役職氏名		
住所		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	E-mail	

※3者以上での連携の場合は、表を追加して記入してください。

3 事業概要（100字程度）

※助成事業の目的、対象、実施内容を簡潔に記入すること。

4 事業目的

※事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入すること。

※当該事業が都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進にどのように資するのか、事業の必要性を記入すること。

5 事業内容

(1) 事業実施時期

(2) 事業対象者

(3) 事業の広報の方法

(4) 事業実施場所・会場

(5) 活動内容

※エシカル消費に関する一般的な説明及び TOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介をどのようにして行うのかを必ず記入すること。

6 実施体制等

(1) 実施体制

※助成事業の運営体制と人員状況、施工監理、経理等の体制、連携する事業者間の役割分担及び経費負担の考え方などを記入すること。

(2) 実施日程・工程

※事業の主要なスケジュールを記入すること。

7 事業効果

(1) 期待できる事業効果

※事業実施による成果が特定の企業・団体等に帰属せず、業界内外への波及や TOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及、都民及び東京都全体のエシカル消費の推進にとってどのような効果があるのか分かるよう具体的に記入すること。

※事業者間の連携による期待される相乗効果等を記入すること。

(2) 事業成果の活用方法・事業終了後の計画

※事業の成果物がある場合は、その管理・活用方法を記入すること。

※関連する事業計画や事業終了後の展開についての予定があれば、その内容を記入すること。

8 申請事業の特徴

※事業者間の連携による利点や強み、独自性等、特にアピールしたい点を記入すること。

9 その他

※その他過去の取組実績等特筆すべきことがあれば記入すること。

(別記第1号様式 別紙2)

事業収支予算書

助成対象経費総括表

(円)

所要経費	(1)総事業費	(2)参加料等収入	(3)収支差額 (1)-(2)	(4)助成対象経費支出予定額
	(5)基準額 (3)と(4)を比較して少ない額	(6)所要額 (5)×1/2 ※千円未満切り捨て	(7)上限額	(8)申請額 (6)と(7)を比較して少ない額
		300,000		

I 収入の部

(円)

区分・内容・積算内訳		金額
1 自主財源		0
(1)自己資金		*,***
(2)参加料等収入		0
参加料		*,***
寄附金		*,***
協賛金		*,***
その他		*,***
2 都助成金収入		*,***
合計(1+2)		0

II 支出の部

(円)

1 助成対象経費		金額
費目・内容・積算内訳		金額
(1)人件費		0
		*,***
		*,***
(2)謝礼		0
		*,***
		*,***
(3)広報費		0
		*,***
		*,***
(4)教材費・資材費		0
		*,***
		*,***
(5)役務費		0
		*,***
		*,***
(6)会場費		0
		*,***
		*,***
(7)委託料		0
		*,***
		*,***
小計①		
2 助成対象外経費		金額(円)
費目・内容・積算内訳		金額
(1) ●●		0
		*,***
		*,***
(2) ●●		0
	38	*,***
		*,***
小計②		
合計(小計①+小計②)		0

5 事業目的

※事業実施に至る背景・課題、経緯、目的等を記入すること。
※当該事業が都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進にどのように資するか、事業の必要性を記入すること。

6 エシカル消費の周知方法

※エシカル消費に関する一般的な説明及び TOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介をどのようにして行うのかを必ず記入すること。

7 実施体制等

(1) 実施体制

※助成事業の運営体制と人員状況等を記入すること。

(2) 実施日程・工程

※事業の主要なスケジュールを記入すること。

8 事業効果

(1) 期待できる事業効果

※事業実施による成果が TOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及、都民及び東京都全体のエシカル消費の推進にとってどのような効果があるのか分かるよう具体的に記入すること。

(2) 事業成果の活用方法・事業終了後の計画

※事業の成果物がある場合は、その管理・活用方法を記入すること。

※関連する事業計画や事業終了後の展開についての予定があれば、その内容を記入すること。

9 申請事業の特徴

※自社の特徴、独自性等

10 その他

※その他過去の取組実績等特筆すべきことがあれば記入すること。

添付書類

- (1) イベント、マルシェ等の出展申込書の写し及び出展が確定していることが分かる書類の写し
- (2) イベント、マルシェ等の概要が書かれたパンフレット等
- (3) 主催者が定める募集要項、出展要領、契約書、請求書その他当該費用が出展の条件として定められており、かつ、出展料等の金額が確認できる書類の写し

(別記第1号様式 別紙4)

事業収支予算内訳書

1 交付申請額

(単位：円)

助成対象経費	補助額	上限額	申請額 (助成対象経費と上限額の いずれか低い額)
	1/2	200,000	

2 資金内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
自己資金		
借入金		
都助成金収入		
その他		
合計		

3 助成対象経費内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
助成対象経費		
出展料		
出展小間料		
出展登録料		
その他		
助成対象外経費		
合計		

※「資金内訳」の合計額は「助成対象経費内訳」の合計額と一致させること。

(別記第1号様式 別紙5)

誓約書

東京都知事 殿

東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者が下記1から4までの要件を全て満たしていることをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、4について、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

記

- 1 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- 2 公序良俗に違反した活動を行っていないこと。
- 3 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- 4 東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。なお、法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

年 月 日

事業者名

代表者役職・氏名

印

所在地

- * この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。
- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

別記第3号様式（第103関係）

第 号
年 月 日

所在地
法人名

東京都知事

印

助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和8年度東京都エシカル消費普及啓発
推進事業助成金については、下記の理由により助成しないこととしたので通知します。

記

年 月 日

東京都知事 殿

事業者名：

代表者役職・氏名： _____ 印

所在地：

変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった令和8年度東京都
エシカル消費普及啓発推進事業助成金の内容について、下記のとおり変更の承認を申請します。

記

- 1 助成事業名

- 2 変更内容

- 3 変更理由

- 4 変更に伴う経費の積算明細書（※経費に変更がある場合）
別紙のとおり

- 5 その他

年 月 日

東京都知事 殿

事業者名：

代表者役職・氏名： _____ 印

所在地：

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定した令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金に係る事業について、下記のとおり中止（廃止）の承認を申請します。

記

1 助成事業名

2 中止（廃止）の理由

3 その他

第 号
年 月 日

様

東京都知事

印

内容変更等承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金の交付決定を受けた事業の内容の変更等について、下記のとおり承認する（承認しない）こととしたので通知します。

記

1 助成事業名

2 承認（不承認）の理由等

3 その他

年 月 日

東京都知事 殿

事業者名：

代表者役職・氏名： _____ 印

所在地：

実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた令和8年度東京都
エシカル消費普及啓発推進事業助成金に係る事業を完了したので、令和8年度東京都エシカル
消費普及啓発推進事業助成金交付要綱第18の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり
報告します。

記

- 1 助成事業名

- 2 交付決定額

- 3 助成事業の実施期間

- 4 事業の実施結果に関する報告
別紙のとおり

- 5 事業の収支決算に関する報告
別紙のとおり

- 6 添付資料（成果物等）

- 7 その他

(別記第7号様式 別紙1)

東京都エシカル消費普及啓発推進事業
事業実施報告書(連携事業)

1 事業名

--

2 助成対象事業の実施主体

代表事業者		
事業者名		
代表者役職氏名		
所在地		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
共同事業者 1		
事業者名		
代表者役職氏名		
所在地		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	
共同事業者 2		
事業者名		
代表者役職氏名		
住所		
担当者	部署名	
	氏名	
	住所	〒
	電話番号	
	E-mail	

※3者以上での連携の場合は、表を追加して記入してください。

3 事業目的

※事業計画の内容をそのまま記載すること。

4 事業の実施内容

※事業計画に沿って具体的な内容や実績値等を記入すること。

(1) 事業実施時期

年 月 日 ~ 年 月 日

(2) 事業対象者

(3) 事業の広報の方法

(4) 事業実施場所・会場

(5) 活動内容

※エシカル消費に関する一般的な説明及び TOKYO エシカルアクションプロジェクトの紹介をどのように行ったかを必ず記入すること。

※活動内容の写真や作成した広報物等を添付すること。(何の写真かわかるよう説明を加えること。)

5 事業成果

※複数の事業者による連携による効果や、都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進及び TOKYO エシカルアクションプロジェクトの活動の普及にどのような成果があったかを記入すること。

6 事業の検証

(1) 事業目的等に対する評価

※事業計画に記載した事業目的及び事業効果に対して、達成状況や評価を記入すること。

(2) 今後の課題と方針

※事業を実施における課題や今後の展開等を記入すること。

事業収支決算書

助成対象経費総括表(実績額)

(円)

所要経費	(1)総事業費	(2)参加料等収入	(3)収支差額 (1)-(2)	(4)助成対象経費支出額
	(5)基準額 (3)と(4)を比較して少ない額	(6)所要額 (5)×1/2 ※千円未満切り捨て	(7)上限額	(8)助成金充当予定額 (6)と(7)を比較して少ない額
			300,000	

I 収入の部(実績額)

(円)

区分・内容・積算内訳		金額
1	自主財源	0
	(1)自己資金	*,***
	(2)参加料等収入	0
参加料		*,***
寄附金		*,***
協賛金		*,***
その他		*,***
2	都助成金収入	*,***
合計(1+2)		0

II 支出の部(実績額)

(円)

1 助成対象経費		金額
費目・内容・積算内訳		金額
(1)	人件費	0
		*,***
		*,***
(2)	謝礼	0
		*,***
		*,***
(3)	広報費	0
		*,***
		*,***
(4)	教材費・資材費	0
		*,***
		*,***
(5)	役務費	0
		*,***
		*,***
(6)	会場費	0
		*,***
		*,***
(7)	委託料	0
		*,***
		*,***
小計①		
2 助成対象外経費		金額(円)
費目・内容・積算内訳		金額
(1)	●●	0
		*,***
		*,***
(2)	●●	0
		*,***
		*,***
小計②		
合計(小計①+小計②)		0

5 事業成果

※都民のエシカル消費の認知度向上、興味・関心喚起、実践促進及び TOKYO エシカルアクション

プロジェクトの活動の普及にどのような成果があったかを記入すること。

6 事業の検証

(1) 事業目的等に対する評価

※事業計画に記載した事業目的及び事業効果に対して、達成状況や評価を記入すること。

(2) 今後の課題と方針

※事業の実施における課題や今後の展開等を記入すること。

※主催者が配布した貴社名の入った展示会場のパンフレット、事業実施の成果物（貴社の印刷したパンフレット）及び補助対象経費の領収書のコピーを添付してください。

(別記第7号様式 別紙4)

事業収支決算内訳書

1 実績額

(単位：円)

助成対象経費	補助額	上限額	申請額 (助成対象経費と上限額の いずれか低い額)
	1/2	200,000	

2 資金内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
自己資金		
借入金		
都助成金収入		
その他		
合計		

3 助成対象経費内訳

(単位：円)

経費区分	金額	内容・積算内訳
助成対象経費		
出展料		
出展小間料		
出展登録料		
その他		
助成対象外経費		
合計		

※「資金内訳」の合計額は「助成対象経費内訳」の合計額と一致させること。

所在地
法人名

助成金交付額確定通知書

年 月 日付 第 号で交付を決定した令和8年度東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金に係る事業について、年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、交付決定の内容に適合すると認められるので、下記のとおり助成金の交付金額を確定します。

なお、これに基づく請求書等を 年 月 日までに提出してください。

年 月 日

東京都知事

記

1 助成事業名

2 交付決定額

金 _____ 円

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月 _____ 日付 _____ 第 _____ 号で額の確定を受けた令和8年度
東京都エシカル消費普及啓発推進事業助成金

_____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名：

代表者役職・氏名： _____ 印

所在地：

東 京 都 知 事 殿

提出書類等確認表【区分 A で申請する場合】

団体名

1 提出書類について

	書類 No.	書類名	必要書類			
			代表事業者	共同事業者	備考	
① 申請書類	各 1 部					
	ア	助成金交付申請書	<input type="checkbox"/>		申請書の代表者印は印鑑証明書の印鑑で押印してください。	
	イ	事業計画書	<input type="checkbox"/>			
	ウ	事業収支予算書	<input type="checkbox"/>			
	エ	誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
② 添付書類	事業に関する書類	各 1 部				
		A	助成対象経費に関する根拠資料（見積りや積算の内訳がわかるもの）	<input type="checkbox"/>		単価が 5 万円を超える経費は見積書など積算の根拠となる資料を提出してください。
		B	事業計画に関する補足説明資料（ある場合）	<input type="checkbox"/>		※任意
	団体に関する書類	C	企業・団体等の概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※任意
		D	定款・寄附行為又はこれに類するもの	<input type="checkbox"/>		非課税法人の場合
		E	税務署へ提出した法人税確定申告書の写し ※直近のもの	<input type="checkbox"/>		・別表一 ・決算報告書（貸借対照表及び損益計算書） ※非課税の場合は、決算報告書を提出してください。
		F	登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 か月以内に取得した原本。
		G	印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3 か月以内に取得した原本
		H	委任状		<input type="checkbox"/>	

2 助成事業の要件について（以下の要件を確認後、☑を付けてください。）

新たに実施する事業であること。	<input type="checkbox"/>
東京都内で実施する事業であること。	<input type="checkbox"/>
事業が広く都民に公開されていること。	<input type="checkbox"/>
特定の顧客（会員等）を対象とした事業ではないこと。	<input type="checkbox"/>
事業の主催者が自ら企画・運営する事業であること。	<input type="checkbox"/>
原則として対面で実施する事業であること。	<input type="checkbox"/>
助成金の交付決定を受けた年度の 1 月末日までに完了していること。	<input type="checkbox"/>
専ら営利を目的としない事業であること。	<input type="checkbox"/>
政治活動又は宗教活動を目的としない事業であること。	<input type="checkbox"/>
公序良俗に違反しない事業であること。	<input type="checkbox"/>
同一年度において、本助成のほかに国や地方公共団体からの補助金、助成金若しくは交付金を申請している又は既に交付決定を受けた事業でないこと。	<input type="checkbox"/>

提出書類等確認表【区分 B で申請する場合】

団体名

1 提出書類について

	書類 No.	書類名			
① 申請書類	各 1 部				
	ア	助成金交付申請書	<input type="checkbox"/>	印鑑証明書の印鑑で押印してください。	
	イ	事業計画書	<input type="checkbox"/>		
	ウ	事業収支予算書	<input type="checkbox"/>		
	エ	誓約書	<input type="checkbox"/>		
② 添付書類	各 1 部				
	事業に関する書類	A	助成対象経費に関する根拠資料(見積りや積算の内訳がわかるもの)	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・出展料のわかるもの ・イベント等の出展申込書の写し及び出展が確定していることが分かる書類の写し ・出展するマルシェ、イベント等の概要が書かれたパンフレット
		B	事業計画に関する補足説明資料(ある場合)	<input type="checkbox"/>	※任意
	団体に関する書類	C	企業・団体等の概要がわかる資料	<input type="checkbox"/>	※任意
		D	定款・寄附行為又はこれに類するもの	<input type="checkbox"/>	非課税法人の場合
		E	税務署へ提出した法人税確定申告書の写し ※直近のもの	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ・別表一 ・決算報告書(貸借対照表及び損益計算書) ※非課税の場合は、決算報告書を提出してください。
		F	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	<input type="checkbox"/>	3か月以内に取得した原本
		G	印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/>	3か月以内に取得した原本

2 助成事業の要件について(以下の要件を確認後、☑を付けてください。)

民間事業者が実施するエシカル消費の普及啓発を目的としたイベント、マルシェ等であること。	<input type="checkbox"/>
過年度において東京都主催のエシカルマルシェに出展していないこと。	<input type="checkbox"/>
初めて出展するイベント、マルシェ等であること。	<input type="checkbox"/>
対面によって実施されるイベント、マルシェ等であること。	<input type="checkbox"/>
政治活動又は宗教活動を目的としないイベント、マルシェ等であること。	<input type="checkbox"/>
公序良俗に反するイベント、マルシェ等への出展ではないこと	<input type="checkbox"/>
同一年度において、本助成のほか国や地方公共団体からの補助金、助成金若しくは交付金を申請している又は既に交付決定を受けていないこと。	<input type="checkbox"/>
事業者単独での出展であること(共同出展は不可) ※他社商品の PR・物販の販売がある場合は共同出展とみなします。	<input type="checkbox"/>

都民に広く公開されているイベントであること。	<input type="checkbox"/>
申請を行う事業者自ら企画・運営する事業であること。 ※申請を行う事業者が自ら出展内容を企画し、準備から当日の運営までを主体的に行い、その実施について全ての責任を負う事業となります。	<input type="checkbox"/>
専ら営利を目的としない事業であること。 ※イベント、マルシェ等への出展において商品を販売することは差支えありませんが、本事業は商品販売そのものを目的とするものではなく、エシカル消費の考え方や取組を広く普及啓発することを主たる目的としていることから、営利を主たる目的とする事業は補助対象外となります。	<input type="checkbox"/>
東京都内で実施する事業であること。	<input type="checkbox"/>
助成金の交付決定を受けた年度の1月末日までに完了していること。	<input type="checkbox"/>